

上告提起事件番号 平成 24 年(行サ)第 78 号

平成24年11月2日

上告人 宮部龍彦 殿

大阪高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 吉川 浩司



上 告 提 起 通 知 書

上 告 人 宮部龍彦

被 上 告 人 滋賀県

当裁判所平成 24 年(行コ)第 82 号
公文書部分公開処分取消等請求
の判決に対して上告の提起があったので、民事訴訟規則第189条第1項により
通知します。

控訴事件

◎ 別紙の注意事項をよくお読みください。

(別紙)

注 意 書

- 1 上告状に上告の理由を記載していないときは、この通知書を受け取った日から50日以内に上告理由書を当裁判所に提出してください。なお、上告の提起と上告受理の申立ての両方をしている場合であっても、上告理由書と上告受理申立て理由書とは、別々に作成してください。
- 2 上告理由書には、次の事項を記載し、上告人又は代理人が記名押印してください。
 - (1) 当事者の氏名又は名称、代理人の氏名
 - (2) 事件の表示
 - (3) 上告の理由
 - (4) 附属書類の表示
 - (5) 作成年月日
 - (6) 裁判所（あて先は「最高裁判所」）
- 3 上告の理由は、次の要領で、簡潔かつ具体的に記載してください。
 - (1) 判決に憲法の解釈の誤りがあること、その他憲法の違反があることを理由とする上告の場合にあっては、憲法の条項を掲記し、憲法に違反する理由を示して記載してください。この場合その理由が訴訟手続に関するものであるときは、憲法に違反する事実を掲記してください。
 - (2) 民事訴訟法第312条第2項各号に掲げる事由があることを理由とする上告の場合にあっては、その条項及びこれに該当する事実を示して記載してください。
 - (3) (1)及び(2)の場合において、判決が最高裁判所又は大審院もしくは上告裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを主張するときは、その判例を具体的に示してください。
- 4 上告理由書の提出には、原本1通のほかに被上告人の数に6を加えた数の副本を添付してください。
- 5 上告理由書を期間内に提出しなかったり、上告理由の記載の方法が上記3の(1)又は(2)に反している場合は、上告は却下されることになりますから、注意してください。

上告受理申立て事件番号 平成 24 年(行ノ)第 83 号

平成24年11月2日

申立人 宮部龍彦 殿

大阪高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 吉川 浩司



上 告 受 理 申 立 通 知 書

申 立 人 宮部龍彦

相 手 方 滋賀県

当裁判所平成 24 年(行コ)第 82 号

公文書部分公開処分取消等請求

控訴事件

の判決に対して上告受理の申立てがあったので、民事訴訟規則第199条第2項、
第189条第1項により通知します。

◎ 別紙の注意事項をよくお読みください。

(別紙)

注 意 書

- 1 上告受理申立てに上告受理申立ての理由を記載していないときは、この通知書を受け取った日から50日以内に上告受理申立て理由書を当裁判所に提出してください。なお、上告の提起と上告受理の申立ての両方をしている場合であっても、上告理由書と上告受理申立て理由書とは、別々に作成してください。
- 2 上告受理申立て理由書には、次の事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印してください。
 - (1) 当事者の氏名又は名称、代理人の氏名
 - (2) 事件の表示
 - (3) 上告受理申立ての理由
 - (4) 附属書類の表示
 - (5) 作成年月日
 - (6) 裁判所（あて先は「最高裁判所」）
- 3 上告受理申立ての理由は、次の要領で、簡潔かつ具体的に記載してください。
 - (1) 原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所もしくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があることその他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを示して記載してください。この場合において、法令を示すには、その法令の条項又は内容（成文法以外の法令については、その趣旨）を記載してください。また、法令が訴訟手続に関するものであるときは、これに違反する事実を記載してください。
 - (2) 原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所もしくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断があることを主張するときには、裁判所名、事件番号、裁判の年月日及び掲載されている判例集の巻号頁を明らかにするなどして、その判例を具体的に示してください。
- 4 上告受理申立て理由書の提出には、原本1通のほかに相手方の数に6を加えた数の副本を添付してください。
- 5 上告受理申立て理由書を期間内に提出しなかったり、上告受理申立ての理由の記載の方法が上記3の(1)に反している場合は、上告受理の申立ては却下されることになりますから、注意してください。

理由要旨及び目次の添付について（お願い）

大阪高等裁判所

理由書の枚数が多くなる場合には、記載内容が的確に理解できるように、A4判1枚1000字で換算して1, 2枚程度の理由要旨を添付されるようお願いいたします。特に、理由書の枚数が20枚を超える場合は、理由要旨のほか目次を添付されるようお願いします。理由書及び目次の様式等は問いませんが、理由要旨はできる限り、「理由要旨」と見出しを付して、理由書の別紙として添付するようにしてください。